

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例…… (人事課) 1

条 例

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年3月11日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第2号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道知事等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定は、令和7年6月1日から適用する。
- 改正後の条例第4条第2項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北海道知事等の給与等に関する条例第4条第2項（北海道特別職職

員の給与等に関する条例第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき算出して支給された期末手当は、改正後の条例第4条第2項の規定に基づき算出して支給される期末手当の内払とみなす。